

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年9月14日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年9月14日（金）午前9時30分～ 本庁舎2階災害対策本部2

2 出席者

産業振興課 川村課長、山口主査、綿崎主任主事  
都市計画課 高石課長、黒澤主査補

3 件名

公益的施設誘致促進条例（仮称）案について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・事業者の指定を1回限りとした場合、開発行為が2工区、3工区と追加で提案があった場合に対応できないのではないかと。インセンティブ、支援制度としては弱いのではないかと。
- ⇒制度内容を改めて検討し、対応できるものとする。
- ・奨励金について、地権者から土地を借りて開発者が整備する場合も開発者に交付するものとなるのか。
- ⇒開発区域内の固定資産税相当額を算定根拠として奨励金を開発者に交付する。顧問弁護士からも合理性のあることを確認している。
- ・白井市公益的施設誘致促進条例（素案）では、開発区域内の開発行為をどこで限定しているのか。また、開発区域外の施設は対象とならないのか。
- ⇒白井市公益的施設誘致促進条例（素案）の第2条第5項、第6項で開発行為が限定される。また、開発区域外に流末排水管などを整備した場合は、市に帰属するため対象外となる。
- ・白井市公益的施設誘致促進条例（素案）の第4条の交付対象事業者の投資額条件として1億円以上とあるが、国道16号沿線の公益的施設誘導地区で1ha以上を提案条件としている地区では、ハードルを下げた方が促進の効果が高まるのではないかと。
- ⇒制度の内容について再度検討する。
- ・なぜ、条例制定でなくてはならないのか。
- ⇒現在制定している企業立地奨励金制度と同様に条例で定めることを平成29年12月の行政経営戦略会議で提案しており、議会の理解、議決を得て実施していきたいためである。
- ・市民参加条例に基づく手続きは踏まないのか。
- ⇒市民参加についてはパブリックコメントの実施などを検討している。

- ・他自治体などでは、こうした制度を条例で定めることが多いのか。それとも補助金交付要綱定めることが多いのか。
  - ⇒企業立地奨励金制度では半々だが、一部開発者に対する補助では、補助金交付要綱によるものがある。
  - ・償却資産は、各事業者所有のものやリースのものなど、開発者が投資していないものもあるが、これについてはどういう対応をとるのか。
  - ⇒素案では、開発区域内に係る土地、家屋、償却資産全ての固定資産税相当額を算定根拠に交付するものとしているが、規則などで一部例外を設けることなど検討している。
  - ・動産に近い償却資産を除けばいいのではないか。または、営業できる状態にまで整備した初期投資分と、その後の営業活動に必要な償却資産とを分けて、初期投資分を対象とすればいいのではないか。いずれにしても煩雑にならないように制度設計する必要がある。
  - ⇒制度設計が複雑であるので整理をして、分けられるかどうかは確認する。
  - ・条例の期限を5年とすることについての根拠は。
  - ⇒期限を設けることにより迅速な開発誘導を促進させ、社会環境の変化に応じた制度とするためである。
- 【結果】**
- ・指摘があった事項について、継続して検討する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。



## 別紙資料 1 公益的施設誘致促進条例案について

名称(案)	公益的施設誘致促進条例	理由・説明
目的	白井市都市マスタープランの土地利用方針で位置づけられた「公益的施設誘導地区における民間活力による施設の立地の誘導」を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業の振興を図り、もって、地域のにぎわいと交流及び地域振興等に寄与することを目的とする	白井市都市マスタープランに位置づけられた「公益的施設誘導地区」について、民間活力による施設の立地誘導を促進するため、「市街化調整区域における地区計画の運用基準」に規定されている地区計画の基本的な目的を目的とした
対象地域	公益的施設誘導地区において決定された地区計画の区域	対象者によって提案された地区計画が決定された区域
対象事業者	開発者	地区計画の提案を行い、開発行為を行う事業者
対象事業	開発者が対象地域において実施する開発行為	
対象者の指定制度 (指定条件)	1億円以上の費用を要して対象事業を行う開発者 開発者が受ける指定は1回限りとする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業費を1億円以上としたのは、現行の企業立地奨励金制度が1億円以上の投下固定資産額(地方税法第341条に規定する土地・家屋・償却資産)を要件としており、同様の金額とした。</li> <li>・企業立地奨励金制度同様、申請により市長の指定を受けた開発者とするが、指定は1回限りとし、指定後に別の地区計画のもとに行われた開発行為は対象外とする。</li> </ul>
公益的施設立地奨励金の額	対象事業の区域における3年間の固定資産税相当額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業の区域にかかる全ての固定資産税相当額を奨励金として交付するもの。</li> <li>・企業立地奨励金制度では、立地する事業者の投下固定資産額に対して、立地事業者の固定資産税相当額を交付する制度であるが、今回創設する制度では、開発者(対象事業者)が行う対象事業における対象地域内の全ての固定資産税相当額を交付するもの。</li> </ul>
交付時期	対象事業者の指定後、最初に固定資産税が賦課収納される年度の翌年度から3年間	対象事業の区域に係る固定資産税の納税後、固定資産税を相当額として、財源を担保した後、予算措置して翌年度から交付するもの
条例期限設定	施行日から5年間(平成31年4月施行予定)	期限を5年間とするのは、公益的施設誘導地区内の開発が全て終われば終了となるため。また、5年後に進捗状況により継続してもよいし、社会環境の変化に応じた制度を検討していくことも可能となるため

## 白井市公益的施設誘致促進条例（素案）

### （目的）

第1条 この条例は、白井市都市マスタープラン（以下「都市マスタープラン」という。）の土地利用方針で位置づけられた「公益的施設誘導地区における民間活力による施設の立地の誘導」を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業の振興を図り、もって、地域のにぎわいと交流及び地域振興等に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公益的施設誘導地区 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域において、同法第18条の2で規定される都市マスタープランの土地利用方針図に示された地区。
- （2） 地区計画 都市計画法第12条の5の規定による計画。
- （3） 開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する行為。
- （4） 事業者 公益的施設誘導地区において、都市計画法第21条の2の規定により地区計画を提案し、この提案に基づく開発行為を行う者。
- （5） 計画区域 公益的施設誘導地区において、都市計画法第19条第1項の規定により決定された地区計画の区域。
- （6） 対象事業 事業者が計画区域において実施する開発行為。

### （奨励措置）

第3条 市長は、前条4号に該当する事業者のうち、次条の規定により指定を受けた者に対し、公益的施設立地奨励金を交付するものとする。

(事業者の指定)

第4条 公益的施設立地奨励金(以下「奨励金」という。)の交付を受けようとする者は、1億円以上の費用を要して対象事業を行う事業者であり、規則で定めるところにより、市長の指定を受けなければならない。

2 指定を受けたのち、対象事業の変更、中止若しくは廃止を行うときは、規則で定めるところにより、指定内容の変更、中止若しくは廃止を届け出なければならない。ただし市長が認める軽微な変更については、この限りではない。

3 事業者が受ける指定は1回限りとする。

(奨励金の交付の決定等)

第5条 前条の規定により指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)が奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、奨励金の交付の決定を受けなければならない。

2 指定事業者が、次条に規定する期間における各年度の年度末までに市税、使用料その他公課(以下「市税等」という。)を完納しないときは、奨励金を交付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(公益的施設立地奨励金)

第6条 奨励金の額は、市長の指定を受けた後、対象事業の区域にかかる最初に固定資産税が賦課される年度から起算して3年間における各年度の固定資産税に相当する額(増設に係るものにあつては、増設された部分に対して課される固定資産税に相当する額)とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(奨励金の交付の時期)

第7条 奨励金の交付の時期は、市長の指定を受けた後、対象事業にかかる固定資産税における賦課収納年度の翌年度から3年間とする。

(指定事業者の取消し等)

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 指定事業者が第2条4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 事業施設の主たる施設の操業開始の予定期日が著しく遅延したとき。
- (3) 詐欺その他の不正行為により指定を受けたとき。
- (4) その他市長が特に取消しの必要があると認めたとき。

(地位の承継)

第9条 合併、分割、相続その他の理由により指定事業者の事業者としての地位を承継する者は、当該指定事業者としての地位を承継する。

- 2 前項の規定により指定事業者の地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び立入検査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定事業者に対し、公益的施設の操業状況その他必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に、公益的施設に立ち入り、操業状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明

書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成 年 月 日限り、その効力を失う。  
ただし、この条例の失効前にこの条例の規定による指定を受けた事業者については、その時以後も、なおその効力を有する。

別紙資料3 公益的施設立地奨励金制度創設工程及び交付時期

	平成30年度				平成31年度			平成32年度			平成33年度			平成34年度			平成35年度			平成36年度					
	9月	10月	11月	12月	3月	4月	8月	12月	1月	4月	8月	12月	1月	4月	8月	12月	1月	4月	8月	12月	1月	4月	8月	12月	1月
条例制定	● 戦略 会議	● 例規 審査	● 全協	● 議会	● 4/1 施行																				
A 申請パターン					● 申請・指定		● 課税賦課	● 予算措置		● 交付①	● 予算措置		● 交付②	● 予算措置		● 交付③									
B 申請パターン						● 申請・指定				● 課税賦課	● 予算措置		● 交付①	● 予算措置		● 交付②	● 予算措置							● 交付③	